

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係（毒ガス問題）第一次移送(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43778">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43778</a>

45. 7. 7 記知、屋内会談

<p>午後 12時 7月7日 北米第一課長 屋良主席</p> <p>議題 200-2 諸問題 2号</p>	<p>議題 200-2 諸問題 2号</p>
<p>屋良主席との会談用資料</p> <p>1. 米兵犯罪問題</p> <p>A(御発言権付)</p> <p>政府として、最近の米軍による犯罪事件の頻発を遺憾としており、(1) 山中総務長官よりラシバート高等弁務官に対し、善処方申し入れたほか、(2) 沖縄事務局より米国政府に対し犯人の捜査逮捕に関する米琉検査当局間の協力強化、裁判の公開性の確保等につき、米側の協力を求めている。(注)</p> <p>(注) 沖縄事務局よりの申し入れ別添の通り。なお、本件申し入れの事実及び内容については極めて詳しくしている。</p> <p>B(問題の背景)</p> <p>沖縄における米軍人による犯罪は全体として、とくに増加しているという事実はないが、(1) 最近凶悪犯罪が頻発したこと及び(2) 米側の取扱い振り、(とくに広報関係)に若干難点があること、及び(3) 沖縄住民</p>	<p>GA-6</p>
<p>側の意識が昂揚し、この種事件に対する反応の度合が高まること等により、事件が政治問題化し、(6月6日付立法院決議別添2)それに応じ本エモニ政治問題化するに至った。</p> <p>なお、屋良主席の政治的立場からして、本件については、関係方面に沖縄住民側の不安を強く訴え、施政権返還前にあける逮捕権、裁判権の琉球政府へ移譲を求めるべきこととなる。</p> <p>2. 毒ガス撤去問題</p> <p>A(御発言権付)</p> <p>政府としては、沖縄の毒ガス早期撤去につき、繰り返し米国政府に申し入れてきている。</p> <p>米国政府としても、先般の上院によるグラウエル修正案可決にむかづらす、沖縄からの毒ガス撤去の方針に変更ない旨確言しているので、この点は心配ないと思う。</p>	<p>GA-6</p>
	<p>外務省</p>

3

B. 問題の背景。

- (1) 6月29日、米上院は、沖縄の毒ガスの米国への移送を禁止するグラウエル修正案を可決した。
- (2) 本件修正案は、有償軍事援助法案に付帯されたものであるが、同法案自体が下院においてすでに可決済みであるので、上院における同法案については、投票終了後、本件修正案の取り扱いにつき、両院協議委員会を開き、協議することとなる。(その時期及び見通し不明)
- (3) 米国防省は、6月25日、沖縄の毒ガスの移転先としての適否を検討するため、ジョンストン島に調査団を派遣した旨発表したが、米国行政政府としては、この調査団派遣決定の際、本件グラウエル法案可決の可能性もふまえて行ったといわれる。(米政府担当官談)  
現に米国防省は、グラウエル修正案

4

1=あ3 末国 "the United States" 3+1=  
ジョンストン島等の米国属領が含まれ  
ていうか否かにつき、法律的見地から  
検討中の由アビ。

3. 在沖米国资産の処理

(御発言振り)

- (1) 沖縄の施政権返還の際に、沖縄にある米国资産を承認することとなる。目下大蔵省がその評価を行なっている。
- (2) この問題について、施政権返還協定交渉の一環として、米国政府と協合して、公平かつ公正な処理を目指して行く考え方である。
- (3) 政府としては、本件についての琉球政府の意見は十分考慮して行く所存である。(準備委員会でこの問題を取り扱って行くことについての意見を求めるられた場合) この問題は、施政権返還交渉の一環として、日米両政府が協議して行くべき問題である。従って準備

5

委員会にあいと二つの問題をとりあげて  
議論することは適当ではない。但し  
政府としては準備委員会の内外にて、  
さへる琉球政府の意見を十分考慮  
して問題処理に当り行く所存である。

(4) いすれにせよ、政府としては、承認し  
た資産を、沖縄県民のために活用して  
ある所存である。

70-2

要請書

昭和 45 年 7 月

琉球政府

四五年七月 日良正房 知大臣 除平文セモル

目 次

ページ

- |                                   |       |   |
|-----------------------------------|-------|---|
| 1 毒ガス兵器撤去について                     | ----- | 1 |
| 2 沖縄における米国支出金および米国管理資産の<br>処理について | ----- | 7 |

### 1 毒ガス兵器撤去について

昨年7月沖縄の米軍基地内において、毒ガスによる事故が発生し、おそらくい毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかになつたため、県民は大きな衝撃を受け、恐怖と不安におとし入れられました。

以来沖縄県民は、私どもの生存さえも危くするガス兵器の配備に對しあげて抗議し、その撤去を要求してまいりました。琉球政府立法院においても県民の意思決定機関として、昨年7月22日本年5月19日、7月3日の3回にわたつて、その即時撤去を決議し要請してねます。

このような県民の要求に對して、米国大統領は昨年12月沖縄からの毒ガス撤去を宣言し、さらに米国陸軍省も本年5月7日それを撤去するための具体的計画を発表したが、ワシントン、オレゴン両州住民の激しい反対と両州知事およびシアトル市長の移送中止を求める訴訟提起によつて、今日までまだその撤去が実現せぬままにされていることは沖縄県民の立場から絶対に承服できないことであります。

その上、去る6月29日には、米国上院の本会議においてアラスカ州選出のマイク・グラベル議員提出によるいわゆる「グラベル修正案」を可決したことは、米国民の安全のみに配慮し、沖縄

県民の人権を全く無視した人道上許すことのできないものであります。

これに対し沖縄県民は、憤りをもつて強く抗議しております。そもそも米本国でも強い抵抗のある化学兵器が沖縄に配備されていること自体が問題であります。

しかも、この種兵器は国際法上も禁止されております。私たち県民はこのような危険と同居した生活を余儀なくされていることはもう我慢できません。

本土政府におかれでは、沖縄県民の生命財産を守る立場からその即時撤去について強い対米折衝をされるよう要請いたします。

## 資料

### ○ 決議第6号

#### 毒ガス兵器の撤去を要求する決議

米国が沖縄に核兵器を装備し、現にB52爆撃機によるベトナムへの出撃を繰り返し、県民に不安を与えるその撤去を要求している中に、致死性毒ガスが沖縄に配置され現に事故が発生しているということは、県民にとって一大衝撃である。

国際的にも禁止されている毒ガス兵器を日本国土である沖縄に配備しているということは、毒ガス戦を禁止する国際協定にも反し、人道上絶対に許さるべきものではない。

われわれは、米国がこのような非人道的な毒ガス兵器を沖縄基地内に保有し、県民を不安に陥れたことに厳重に抗議し、一切の毒ガス兵器の即時撤去を強く要求する。

本土政府におかれても強力な対米折衝を行ない、毒ガス兵器をすみやかに沖縄から撤去する措置がとられるよう重ねて要求する。

右決議する。

1969年7月22日

琉球政府立法院

## 資料

### ○ 決議第5号

#### 毒ガス兵器の即時撤去を要求する決議

琉球政府立法院は、国際的にも禁止されている毒ガス兵器を沖縄から即時撤去するよう、1969年7月22日、院議をもつて県民の意思を明らかにした。

昨年、沖縄の米軍基地内において毒ガスによる事故が発生し、毒ガス兵器の存在が明確になつて以来、米国政府は、同兵器の撤去についてあいまいな発表をし、県民を深刻な不安と恐怖におとしいれている。このことは、米国の真意に幾多の疑惑をいだかせるものであり、まことに遺憾である。

ところで、沖縄から米国への毒ガス兵器移送にワシントン、オレゴン両州住民は、猛烈に反対し、そのうえ、エバンズ・ワシントン州知事、マコール・オレゴン州知事及びシアトル市長は、移送中止の訴訟まで提起している。米国内でもこのように強い抵抗のある化学兵器がこれまで沖縄に配備されていたこと並びに現在なお多くの致死性ガスが貯蔵されていること自体に問題がある。

われわれ県民は、このような危険と同居した生活を余儀なくされていることはもう我慢できない。なお、米国政府は、裁判所の判決

があるまで移送は行なわないと公表しているが、われわれ県民は、訴訟の提起その他いかなる理由があるにせよ、これ以上同兵器の撤去遅延を許すことはできない。

よつて、琉球政府立法院は、沖縄県民の総意に基づき、毒ガス兵器の撤去遅延に対し、再度厳重に抗議するとともに、県民の生命と財産の安全を保障するため、次の事項を直ちに実施し、同兵器を即時撤去するよう院議をもつて強く要求する。

- 1 沖縄における毒ガス兵器の種類、数量及び貯蔵場所を明確にし、同兵器を撤去する時期及びその撤去の方法を明示すること。
- 2 沖縄における毒ガス兵器の輸送経路及び輸送上の安全対策を明示すること。
- 3 毒ガス兵器が撤去されるまでその安全性を確保するため、日米琉の科学者からなる監視委員会を設置すること。
- 4 本土政府におかれても強力な対米折衝を行ない、毒ガス兵器を即時沖縄から撤去する措置がとられるよう重ねて要求する。

右決議する。

1970年5月19日

琉球政府立法院

資料

決議第9号

沖縄の毒ガス兵器に関する抗議決議

沖縄の毒ガス兵器に関する1970年6月29日の米国上院における決議は、明らかに米国民の安全のみを配慮し、沖縄県民の人権を全く無視した人道上許すことのできないものである。

よつて、琉球政府立法院は、これに厳重に抗議し、米国にいかなる理由があるにせよ、直ちに、沖縄から毒ガス兵器を撤去するよう要求する。

右決議する。

1970年7月3日

琉球政府立法院

## 2 沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理について

全国民待望の祖国復帰が1972年中に実現することが確定した現在、私たち沖縄県民は、沖縄の施政権返還に伴う諸種のとり決めに当つて、県民の意思が再び無視されることがないよう次の事項について要請いたします。

施政権返還交渉の進展している中で、戦後の沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理問題が、日米間の重要な協議事項となつてゐるようありますが、このことは過去25年間にわかつて、これら支出金、資産等が県民の所有に属すると信じてきた百万県民にとって、まことに心外の感を抱かせるものがあります。これら米国支出金および米国管理資産は、次の理由によつて、沖縄県民の所有に属するものと考えますので、この趣旨が、実現できますようご配慮願いたいのであります。

まず、理由の第一点は、唯一の施政権者たる米国によつて、沖縄県民の福祉および社会経済の発展のために投資または形成された支出金または資産等は、統治責任者による当然の統治費の運用によつて生じたものであります。

その第二点は、これら支出金、資産等の中には、沖縄県民の多年の努力によつて増殖された部分が大きく含まれているといふことであります。

なお、米国議会における議員または政府当局者の発言または証

言およびその他によつても、これらの支出金および資産については沖縄県民がこれを返還する義務のあることを否定するとともに、これらが住民のものであることが述べられています。

これらの理由によつて、これまでに、米国または琉球列島米国民政府によつて沖縄に支出された支出金または資産等については、沖縄県民の所有に属するものと解し、沖縄県民はもちろん、本土政府においても、その返還義務はないものと考えるのであります。

よつて、この問題の今後の処理に当りましては、県民の意思が十分に反映されますよう、次の資料を添えて要請いたします。

資料

沖縄における米国支出金およびUSCAR管理資産

1 米国が沖縄に投入した現金等( FY 1947~FY 196.8 )は次のとおりである。

( 但し、純軍事的なものは含まず。 )

( 単位: 千ドル )

	合計	借款	GARIOA, PL480融資 物資援助	移住 資金	海外移住 資金(MSA)	備 考
総額	348,082	17,659	289,408	37,024	2,811	1,180
南米移民援助	1,180					1,180
補償的なもの	2,811			2,811		
"	11,162		11,162			
リバンダ	28,954		28,954			RTVAO( 宗教団体よりの贈与物資 )。
災害援助	8,070		8,070			台風災害援助物資。
USCAR行政費	45,264		45,264			USCARの行政費。
技術援助	10,812		10,812			"
輸送費	13,551		13,551			見返資化され一部はUSCAR公社に支給された。
物資	108,934		108,934			行政事業費。
施政の事業	56,006		56,006			道路、発送電、水道施設等、軍と共同で建設。 USCAR公社( CH )に貸された。
建設投資	43,314		43,314			
中金出資	365		365			
借入額	17,659	17,659				

2 USCAR 管理資産( General Fund ) 1968年6月30日現在( 単位: 千ドル )は

次のとおりである。

	総計	三公社と現銀	その他の 備考
総資産	128,480	116,961	11,519
負債	18,732	17,366	1,366
純資産	109,747	99,595	10,152
利益剰余再投資	42,256	39,871	2,385
一般資金から( 石油販売益金 )	28,591	27,043	1,548
見返資金から	21,168	17,277	3,891
その他	2,482	153	2,329
軍	132	132	-
CARIOA, ARIA 等	15,119	15,119	-

[注] 資料 1.2とも日米諮詢委員会琉球政府代表事務局提供

### 3 これらの性格について

- (1) これらの中、明確に債務とされるのは、電力施設建設のため電力公社が米財務省から借入れた 10,247 千ドルと、開発金融公社が行なつた余剰農産物借款 7,412 千ドル、計 17,659 千ドルのみである。(両社とも USCAR 管理公社)
- (2) 援助の内容は、ラテンアメリカ援助の一環としての沖縄移民への支出、軍用地立退者の移住援助や米国市民の安全のための琉球政府活動に対する補償的なもの、宗教団体による慈善的物資贈与、台風災害援助物資、米民政府の行政費、住民の海外研修勉学費及び道路、発送電施設、水道施設など米軍と共に用する施設を含んでいるが、これらは施政権者の当然の統治費用である。
- (3) GARIOAなどの援助は、西独や日本など外国の場合と異なり、沖縄は米国の施政権下にあつたこと、従つて施政権者の統治費用（義務的な）という性格が強かつたことを考慮すべきであろう。
- (4) 良好な状態で維持管理運営され、資産価値の大きいものとしては、道路、港湾ならびに USCAR General Fund(三公社を含む。)がある。

それらの中には軍民共用がある。また USCAR General Fund

は米国の Tax Payer の負担による分は一部 (15,251 千ドル) であり、大部分 (94,497 千ドル) は沖縄で増殖されたものである。

- (5) 米国の沖縄援助や資産の性格については、別紙のような資料があり、援助は贈与であり、General Fund の資産は沖縄住民に無償で移管されるべきものと解釈される。

別紙

USCAR 管理資産の性格に関する資料

1 SGAP 指令で琉球に対する GARIOA は返済義務のないことが明記されている。

1950年12月5日付極東軍司令部より琉球軍司令官あて「琉球列島米国民政府に関する指令」

1952年4月30日付同全面改訂文

I.D.(3) 後文:

It is not expected that any obligation will be placed on the people of the Ryukyu Islands to repay to the United States funds used for the prevention of disease and unrest, for government of the area, and economic recovery (i.e., expenditures from GARIOA appropriations)...

2 琉球銀行の株式の USCAR による保有も「琉球住民の受託者」としてである。

1948年5月4日付 MG 布令第1号「琉球銀行の設立」  
Charter of the Bank of the Ryukyus:

Article III. CAPITAL STOCK

Section 7. Capital Stock - Right to Ownership - Not less than fifty-one percent (51%) of the voting rights of capital stock of the Bank shall be subscribed to at par value by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands acting as trustee for the Ryukyuan people...

Section 8. Majority Stock Ownership - ... the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, as trustee for the people of the Ryukyus...

3 米合衆国と琉球電力公社の間の財産移転契約も同じ趣旨に沿うものである。1955年8月15日付

Whereas, it has been determined that in order to comply with the intent of the above cited Public Law relative to GARIOA appropriations for the betterment of the economy of the people of the Ryukyus, the Government should relinquish, transfer, and deliver into the Ryukyuan civil economy all right, title and interest it may have in and to said improvements ...

4 USCAR 公社の設立又は定款を定める布令には、いずれも

「解散の場合資産は USCAR General Fund に繰り入れる」

ことが規定されている。

沖縄住宅公社(布令第52号1951年9月29日)

琉球倉庫公社(布令第113号1953年5月26日)

琉球電力公社(0A布令第129号1954年2月26日)

琉球水道公社(HICOM布令第8号1958年9月4日)

琉球開発金融公社(HICOM布令第25号1959年9月30日)

例: HICOM ORDINANCE #25 - Establishment of the Ryukyu Development Loan Corporation

Charter of the Ryukyu Development Loan Corporation

Article X. Dissolution 後段

... Upon liquidation, proceeds will accrue to the General Fund of the Civil Administration...

5 USCAR General Fund, USCAR Corporations and Business-Type Operations の性質については琉球住民のものであることが決定済みである。

(1) 1953年8月17日付 Comptroller General

のデシイジョン

"...the funds are intended and used for the benefit, and are in the nature of a trust account held for the Ryukyuan people..."

(2) 米国議会議事録にもくり返し次のように述べられている。

Trust Estate

Conceptually, the assets herein described constitute a trust estate, whose principal beneficiary and whose sole remainderman is the Ryukyuan people. This concept, which is the logical result of the interrelationship between the congressional intent of the GARIOA appropriation for the Ryukyus and sound management practice of the HICOM, has been recognized and validated by a decision of the Comptroller General ...

例: 1967年9月28日付 90th Congress 1st.

Session House of Representatives, Report #723;

The USCAR Corporations and Business Type Operations

... Accordingly, and as indicated previously, beneficial ownership of the assets of USCAR corporations is in the Ryukyuan People ... 上の例と同じ。

(3) 1962年8月8日 米下院歳出小委員会(パスマン委員長)

におけるエールズ陸軍次官等の証言

Mr. Passman: Why are we in the banking business out there? Who owns the capital of \$36 million?

Mr. Ailes: According to an opinion of the Comptroller General of the United States, the High Commissioner holds these assets in trust for the benefit of the Ryukyuan people.

Mr. Passman: In effect, this is for them?

Mr. Ailes: Yes sir.

Mr. Passman: For all practical purposes, this is their capital?

Mr. Ailes: That is right.

Mr. Passman: Why would you be asking this committee for additional money, for the local economy, grant aid and all that, if you have a banking institution out there with \$36 million in American dollars that belong to the Ryukyuans to be used in their economy?

6 行政府庁舎は沖縄県民に献呈することが明記されている。

琉球政府庁舎ビル  
EXECUTIVE BUILDING, GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS  
亞米利加合衆国依り  
DEDICATED TO THE RYUKYUAN PEOPLE  
琉球の住民へ献呈さる  
BY THE UNITED STATES OF AMERICA

1953年4月

APRIL 1953